

令和5年白浜町議会第3回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和5年9月14日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において9時58分開会した。

1. 開 議 令和5年9月14日 10時00分

1. 閉 議 令和5年9月14日 14時53分

1. 散 会 令和5年9月14日 14時53分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	長 野 莊 一	2番	堅 田 府 利
3番	溝 口 耕太郎	4番	正 木 秀 男
5番	廣 畑 敏 雄	6番	横 畑 真 治
7番	西 尾 智 朗	8番	水 上 久美子
9番	松 田 剛 治	10番	小 森 一 典
11番	黒 田 武 士	12番	辻 成 紀

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 泉 芳 明 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 澗 誠	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	豊 田 昭 裕		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総 務 課 長	寺 脇 孝 男	税 務 課 長	中 尾 隆 邦
民 生 課 長	小 川 敦 司	住 民 保 健 課 長	濱 口 伊 佐 夫

生活環境課長	榎本 崇広	観光課長	新田 将史
建設課長	玉置 康仁	上下水道課長	清水 寿重
地域防災課長	木村 晋	消防長	中本 敏也
教育委員会			
教育次長	廣畑 康雄	総務課副課長	山口 和哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和5年第3回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

通告順1番、1番 長野君の一般質問を許可します。

長野君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は70分です。

質問事項は、1つとして、廃校になっている椿小学校の維持管理について、2つとして、友好都市提携について、3つとして、マイナンバーカードについてであります。

初めに、廃校になっている椿小学校の維持管理についての質問を許可します。

1 番 長野君（登壇）

○1 番

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

まず初めに、質問事項1、廃校になっている椿小学校の維持管理についてお伺いいたします。「くれないの 椿花さき 浜木綿の 花も開くよ この窓に 笑顔かわして 清らかに 明るく集う むつびあい むつびあい 椿 椿 椿小学校」昭和39年11月7日に制定されました椿小学校の校歌であります。この校歌の作詞者は、地元で地域活動を本当に熱心にされた吉田恭子さんであります。吉田恭子さんは、本年3月に永眠されました。私の先輩が富田中学校に入学したときに各小学校の校歌を発表することになりましたが、当時椿小学校には校歌がなく、みんなで寂しい思いをしたとのことで、校歌を作ろうと思ったそうです。その当時、吉田恭子さんは、毎日エプロン姿でポケットに手帳と鉛筆を入れて歩き、海を眺め、椿全体を見回し、子供たちの遊んでいる校庭を眺め、どうにか校歌を作る一員に加わることができて、本当によかったと当時を振り返っておりました。その小学校が閉校になることを知り、時代とはいえどもすごく悲しく寂しい思いがしたとお話をされておりました。

喜びも悲しみも幾年月と言われますが、私たちの宝物であります椿小学校。椿小学校は明治5年創立、平成31年3月に閉校しました。146年の時を刻んでまいりました。そして、その間、1,694人の卒業生を送り出しました。私ごとであります。卒業生名簿1,171の卒業証書授与番号をいただいております。その小学校が閉校となり、時代とはいえども大変寂しい思いがあります。

今年の8月にお盆で帰省されていた先輩に、「時の流れ、時代の変化と言ってしまうとそれまでだが、まぶたを閉じて幼少時代を思い起こせば、思い切り遊んだ山や海、盆踊りの人だかり、秋のお祭りや餅まき、小学生と一緒に区民運動会、何があっても心を和ませてくれるのは、やはりふるさとだよ。小学校はなくなっても過ごした思い出は消えることはない。椿という大自然に恵まれた土地で幼少期を過ごしたことは、私の生涯の宝物だよ」と言って、久しぶりに椿小学校の思い出やふるさとについて語り合いました。

そこで、お伺いをいたします。

1点目、校舎等の維持管理はどのようにされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

おはようございます。

校舎等の維持管理についてご答弁申し上げます。

校舎の使用状況としましては、教室の1つを防災用品の備蓄倉庫に利用しているほか、年数回、教育福祉行事や地域振興行事に校舎の一時使用の貸出しを行っております。校舎につきましては、教育委員会職員による3か月に1回程度の目視点検を行っておりますが、現在、

校舎玄関前の植込部分等の維持管理が適正にできていない状況となっています。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

続きまして2点目、校舎の玄関口、植え込みの維持管理が適正にできていない状態との答弁であります、どのようにされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

校舎の玄関前の植え込みにつきましては、雑草の繁茂が激しい状態になっており、管理ができてございません。今後適正な状態を保持するよう努めてまいります。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

続きまして3点目、運動場の維持管理はどのようにされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

運動場の維持管理について答弁いたします。

平成31年3月の廃校以降、敷地につきましては、グラウンドゴルフ等、地元で運動場を利用している方々が、無償で樹木剪定や雑草除去をしてくれていました。利用者の方々と協議した結果、椿老人クラブが作業を引き受けていただけることになりましたので、雑草の繁茂が激しい7月から9月の3か月間限定ではありますが、令和4年度より椿老人クラブに施設管理を委託しております。

以上です。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

続きまして4点目、雑草の繁茂が激しい7月から9月までの3か月限定で、令和4年度より椿老人クラブに運動場の維持管理を委託しているとのことだが、委託期間以外の9か月間の維持管理はどのようにされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

地元老人会への委託期間以外の期間につきましては教育委員会による管理となります。この期間は除草作業を実施していないため、玄関前の植え込みと同様に雑草の繁茂が進む状態になっており、管理が不十分で誠に申し訳ございません。運動場につきましても、今後、適正な状態を保持するよう努めてまいります。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

5 点目、このことについては、令和 4 年第 4 回定例会で質問をしていますが、廃校となっている遊具の管理方法を質問させていただきました。そのときの答弁はどうであったか、再度お聞きいたします。

○議 長

番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

令和 4 年第 4 回定例会におきまして、長野議員より廃校となっている学校の遊具の管理方法についてご質問をいただいた際、私のほうから廃校の遊具につきましては、管理ができないため撤去の検討を進めていきたいとの答弁をさせていただきました。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

6 点目、それではなぜ椿小学校の遊具が撤去されていないのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

椿小学校の遊具撤去につきましては、令和 4 年第 4 回定例会においてご質問をいただき、また、今年度予算に計上しているにもかかわらず着手が遅れ、誠に申し訳ございません。本来年度当初で撤去すべきところ、8 月 24 日に地元の方から早期の撤去のご指摘をいただき、8 月 31 日によりやく撤去を終えたところでございます。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

7 点目、校舎周辺の樹木、草等の維持管理はどのようにされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

椿小学校周辺の樹木、雑草等についてご答弁申し上げます。

校舎周辺の定期的な剪定や草刈りが実施できていないところは、現在雑草の繁茂等がかなり進んでいる状態で、樹木の剪定や草刈りの必要があると認識しております。それぞれの項目でご質問いただきましたが、椿小学校の維持管理につきましては、それぞれの項目において施設全体の管理年間計画を立て適正な管理に努めてまいります。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

8 点目、いろいろな項目で質問をさせていただきましたが、校舎玄関前植え込み、運動場、校舎周辺の樹木、雑草等、適切な維持管理ができていないとの答弁ばかりであります。なぜ

今まで適正な維持管理ができていないのか、再度、教育長にお伺いいたします。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

昨年の12月議会でもご質問をいただき、教育委員会が管理していくべき大切な財産にもかかわらず、適正な維持管理ができておりませんでした。このことは、私の力不足によるものであり、職員への指導が行き届いておりませんでした。今後は職員とも十分にミーティングを行い、計画的に管理ができるよう、職員一丸になって取り組んでまいります。また、来年度以降は、年次計画を立て維持管理に努めます。

椿小学校は廃校であっても、これからも維持管理をしていくべき有用な施設であります。職員ともども誠心誠意、よりよい環境づくりに努めてまいりたいと思います。

○議 長

1番 長野君

○1 番

続きまして9点目、廃校であってもこれから守っていく学校ですとのことでありますが、守っていくのが当然のことではないでしょうか。私は、廃校になっている学校だからこそ、人の出入りが少ない場所ほど維持管理を徹底しなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。再度答弁を求めます。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

議員のおっしゃるとおり、冒頭の議員の椿小学校への思い、それから地域の方々の思いを考えると、確かに廃校であってもきちんと整備していく施設であると私は考えております。今後、職員一丸となってこの施設を守っていきたいと思います。

○議 長

1番 長野君

○1 番

なぜこのような質問をさせていただいたのかといえば、小さい頃からなれ親しんだ学校であります。私たちの本当に宝物であります椿小学校。閉校で地域が閉ざされてしまうのではなく、明るく開けた椿地区でありたいと願う1人です。私たち椿の人たちを育てくれた椿の人たちのふるさとであります椿小学校。

今後とも地域の皆さんの思いを大切に考え、廃校になっている椿小学校の維持管理を計画的に進めていただきたいと思います。

これで廃校になっている椿小学校の維持管理についての質問を終わります。

○議 長

それでは、廃校になっている椿小学校の維持管理についての質問を終わります。

次に、友好都市提携についての質問を許可します。

1番 長野君

○1 番

続きまして、質問事項2、友好都市提携についてお伺いいたします。

その1点目、白浜町の友好都市提携を結び、交流している国はどのような国があるのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ただいま長野議員より当町における国際交流について、友好都市提携の状況についてご質問をいただきました。

全国的に海外との交流が進む中で、ここ数年は、コロナ禍により一時的な停滞がございましたが、様々な分野で民間における国際交流活動や海外からの観光インバウンドが再拡大しています。白浜町におきましても、東アジアの国々を中心に海外からの観光客が年々増加の傾向にあり、国際的な対応が求められる時代となっています。

第二次白浜町長期総合計画では、グローバル化の進展に伴い、国際感覚に優れた人づくりやまちづくり、国際性に富んだ地域社会の創造に向けた取組を進めていくことを盛り込んでおり、これらのことを実現していくためには、まず住民の国際理解に対する意識向上を図り、次代を担う子供たちが国際的視野を持ち、国際化社会の中で柔軟に対応できる力を身につけることが大切であると考えております。

そのために、教育、文化、芸術、観光産業など、様々な分野で諸外国と垣根をつくらず交流していくことは大変有意義なことであると考え、現在、米国ハワイ州ホノルル市と、韓国果川市、泰安郡との間において友好都市提携を結んでいるところです。

それぞれの都市との締結状況につきましては、担当課長より答弁させます。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

まず私のほうからは、米国ハワイ州ホノルル市につきましてご説明をさせていただきます。

平成12年7月に白浜観光協会の協力もあり、ワイキキビーチと白良浜の友好姉妹浜提携を機に、平成16年2月にホノルル市と友好都市提携を締結してございます。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

続きまして、韓国果川市につきましては、平成19年8月に和歌山県より大韓民国果川市との友好都市提携を視野に入れた国際交流の提案がございました。その後、現地視察、実務協議を経て、平成21年6月に友好都市提携を締結したところでございます。

続きまして、韓国泰安郡につきましては、韓国大使館より白浜町と環境が似ている泰安郡への訪問を提案され、双方の訪問、実務協議を経て、平成29年10月に友好都市提携を締結したところでございます。

以上です。

○議 長

1番 長野君

○1 番

現在、米国ハワイ州ホノルル市、韓国果川市、韓国泰安郡との友好都市提携をされているとのことではありますが、米国ハワイ州ホノルル市と今までどのような交流を深めてきたのか、また、今後どのような交流を考えているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

今までの交流についてご答弁をさせていただきます。

米国ハワイ州ホノルル市につきましては、平成22年6月に白浜観光協会主催によるホノルル市からちびっこ親善訪問団が来町され、平成24年には白浜国際交流協会を通じてホノルル市に中高生を派遣、平成25年と平成27年には、町と町内経済団体が連携しホノルル市を公式訪問いたしました。

また、平成22年から平成28年の7年にわたり、白浜温泉旅館協同組合主催によるフラフェスティバルが白良浜で開催され、令和3年7月にはワイキキビーチと白良浜の友好姉妹浜21周年記念プロジェクトといたしまして、ホノルル市とハワイ州観光局、ハワイアン航空の協力によるビーチクリーンプロジェクトを開催いたしました。

そして、今年7月にはホノルル市で開催された白浜ハワイ姉妹州姉妹都市サミットに参加し、町長とホノルル市長との懇談も実現したところでございます。

以上です。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

友好都市との今後の交流についての考えをご質問いただきました。

米国ハワイ州ホノルル市につきましては、こちらから訪問するだけでなく、ホノルル市からも白浜町に来ていただける相互交流につなげていきたいとの思いがございます。令和6年度はホノルル市と友好都市提携20周年の年となることから、イベントの開催などにつきまして、町内経済団体等と連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。

令和6年度は友好都市提携20周年になりますけれども、次に、次世代を担う子供たちが外国の文化や自然、歴史に触れることで、広い視野を持ち、国際感覚豊かな人材を育成することを目的に、次年度以降、町内の子供たちの派遣事業につきまして、教育委員会とも協議をし、検討してまいりたいと考えてございます。

また、友好都市提携20周年を機会に、学校生活や地域の中においてハワイの文化に触れ、ハワイのことを知ってもらえる取組等ができないか、考えているところでございます。

○議 長

1番 長野君

○1 番

続きまして、韓国果川市と今までどのような交流を深めてきたのか、また、今後どのような交流を考えているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

韓国果川市とのこれまでの交流につきましては、双方の公式訪問をはじめ、青少年海外派遣事業といたしまして、夏には町内の中高生を派遣、冬には果川市の青少年語学研修団の受け入れをするなど、平成23年から平成30年まで学生交流を続けてまいりました。また、職員の相互派遣、公式訪問や双方のイベントへの参加、民間交流といたしましては、バレーボール交流などが行われてきたところでございます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

韓国果川市との今後の交流につきましては、情勢を見ながら、次年度以降となりますが、交流再開意思の確認や今後の展開について協議してまいりたいと考えてございます。

○議 長

1番 長野君

○1番

次に、韓国泰安郡との今までの交流はどのように深めてきたのか、また、今後どのような交流を考えているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番外(総務課長)

韓国泰安郡とのこれまでの交流についてお答え申し上げます。

締結以降、双方一度の公式訪問のみとなっており、その後の日韓関係悪化の情勢やコロナ禍の影響により、具体的な交流には発展できてございません。

以上です。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

韓国泰安郡との今後の交流につきましては、果川市同様に情勢を見ながら、次年度以降となりますが、具体的な交流に発展できていないことから、交流再開意思の確認や今後の展開について協議してまいりたいと考えてございます。

最後に国際交流は人と人とのつながりであります。文化交流などを通じて、お互いの文化や歴史を再認識し、活性化につなげていくことは大変重要なことだと考えています。

また、次代を担う子供たちが国際的視野を持ち、国際化社会の中で柔軟に対応できる力を身につけることも大切であると考えています。当町といたしましても、長年培ってきた交流については再開できることを望んでおりますが、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行や国際情勢の変化など、様々な点を留意しながら、次年度以降取組を進めてまいりたいと考えています。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番外(観光課長)

先ほど、ホノルル市とのところで、私の答弁の中で、今年7月にはホノルル市で開催された白浜ハワイ姉妹州姉妹都市サミットとお答えしましたが、正しくは、日本ハワイ姉妹州姉

妹都市サミットでございました。訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

米国ハワイ州ホノルル市とは、先ほどの答弁でもありましたが、令和6年度は友好都市提携20周年を迎えるとのこととあります。この機会に白浜町でハワイのことを今まで以上に知ってもらえる取組をぜひ実現していただきたいと思います。

また、韓国果川市、韓国泰安郡につきましては、交流再開意思確認、今後の展開について早急に協議を進めていただきたいと思います。

これで、友好都市提携についての質問を終わります。

○議 長

それでは、友好都市提携についての質問は終わります。

次に、マイナンバーカードについての質問を許可します。

1 番 長野君

○1 番

続きまして、質問事項3、マイナンバーカードについてお伺いいたします。

マイナンバー制度は2015年10月から始まり、2016年1月から行政での利用が開始されました。マイナンバーカードの提示が必要な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できるカードであります。

そこでお伺いをいたします。

1点目、白浜町の5月までの交付件数は1万5,034件、交付率は72.7%ですが、現在までの交付件数、交付率について、当局の答弁を求めます。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

マイナンバーカードの交付件数等についてご質問をいただきました。

8月27日現在における当町の交付件数が1万5,311件、交付率が74.8%となっております。

以上です。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

2点目、マイナンバーカードの問題についてであります。白浜町のカードトラブルの発生状況について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

マイナンバーカードのトラブル等の発生状況についてご質問をいただきました。

全国の自治体では様々な原因によりトラブルが発生していることを新聞報道等により仄聞

しておりますが、当町においては、マイナンバーカードの申請受付、交付、電子証明書の更新業務等においては現在のところ問題はありませんが、コンビニエンスストアで発行された住民票において、住所の表記誤りの住民票が1通誤発行されました。

以上です。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

誤発行の件でございます。ただいま、住民保健課長からご報告がございましたとおり、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスにおきまして、住民票の誤交付が1件ございました。誤交付の原因につきましては、当町の基幹系業務システムとコンビニ交付システムとの連携ミスにより、転居届による住民異動の情報が連携されておらず、前住所の掲載された住民票が発行されたものでございます。こちらにつきましては、取得された方が遠方のほうに一時滞在中の方でございましたので、郵送にて差し替えをさせていただいたところでございます。

また、コンビニ交付システムを停止し、原因の究明及びシステムプログラムの修正を行ったところです。

今後は、このようなトラブルの発生を防ぐため、サービス提供事業者との連携を強化し、必要な対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

1番 長野君

○1 番

続きまして、公金受取口座に誤った登録があったときの対象方法について、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

公金受取口座に誤った登録があったときの対処方法でございます。

当町においても、専用の窓口を設置し、派遣職員を常駐させていただき、公金受取口座の登録や保険証とのひもづけ支援を行っております。登録作業は基本的にはご本人に登録をしていただいておりますが、端末の操作が難しい方には、派遣職員が傍らでお手伝いをさせていただき、誤ったひもづけがされないよう、派遣職員は一人一人、操作が終わるたびにログアウトを確認しております。

現在のところ、誤った登録はありませんが、こういう事態が発生したときには、マイナンバーカードと設定している暗証番号で、すぐに訂正の対応ができることとなっております。

以上です。

○議 長

1番 長野君

○1 番

続きまして、マイナンバーカードの誤交付を防ぐための13項目のチェックリストについて、どのような項目なのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

マイナンバーカードの誤交付防止のためのチェックリストのご質問でございます。

チェックリストにつきましては、令和5年6月に総務省から、「マイナンバーカードの交付等事務の適正な実施について」ということで、通知が来ております。そしてその内容に基づき、マイナンバーカードの交付、顔写真撮影、マイナンバーカードの保管をしております。マイナンバーカードの交付に当たっては、持参された本人確認書類と来庁されている方が同一人であるか確認し、名前の順番にロッカーの保管箱に保管しているマイナンバーカードを取り出し、ご本人に暗証番号を入力いただいて広報しております。

また、マイナンバーカードの交付申請の際の顔写真撮影には、国から送付された申請書を持参されていない場合には、本人確認をして申請書を作成し、本人に申請書の名前、住所を確認していただいてから写真撮影をしております。また、マスクを着用しておられる申請者の方につきましては、同一性の確認としてマスクを外していただいた上、確認を行うこととしております。マイナンバーカードの保管につきましては、業務中は名前の順番に並べたカード保管箱に入れてロッカーに保管し、業務時間外は保管箱を鍵付きのロッカーに入れて保管をしている状況でございます。

○議 長

1番 長野君

○1 番

4点目、マイナ保険証関連についてであります。マイナ保険証に代わる資格確認書とはどのようなものなのかお伺いたします。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

マイナ保険証についてご質問をいただきました。

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用することで、2023年4月より医療機関でのマイナ保険証対応が義務化され、医療機関でマイナンバーカードの保険証利用ができるようになりました。またご質問のありました資格確認書とは、氏名、生年月日、被保険者等記号番号、保険者情報など医療機関等における被保険者資格の確認に必要な事項が記載されたものでございます。

以上です。

○議 長

1番 長野君

○1 番

続きまして、有効期間について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

有効期間についてのご質問でございます。

健康保険証廃止後の資格確認書の有効期間に関し、政府はこれまで最長1年間とする方針を示しておりましたが、5年の範囲内で保険者が設定する形に修正する考えを示されております。

以上です。

○議 長
1 番 長野君

○1 番
続きまして、マイナ保険証の保有者には交付されないのか、当局の答弁を求めます。

○議 長
番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）
マイナ保険証の保有者への交付についてのご質問でございます。

資格確認書につきましては、政府は本人の申請に基づく交付が原則としつつ、「当分の間、マイナ保険証を保有していない者、その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず、保険者が交付する運用とする」とし、広く職権で交付する方針を明示し、これにより公的医療保険の加入者全員にマイナ保険証または資格確認書が交付されることを目指しているということでございます。

以上です。

○議 長
1 番 長野君

○1 番
続きまして、介護が必要な高齢者や要配慮者についてはどのようにすればよいのでしょうか、当局の答弁を求めます。

○議 長
番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）
介護が必要な高齢者や要配慮者の交付申請についてのご質問でございます。

マイナ保険証の運用としまして、政府は、要介護高齢者、障害者などの要配慮者が受診する際に、支援者などがマイナンバーカードを預かる対応などを想定していましたが、マイナンバーカードを預けたくない、預かりたくないとの声が要配慮者、支援者の双方にあることに配慮し、マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書を交付し、両方を保有可能とする対応を打ち出しました。要配慮者の場合、資格確認書は継続的に必要と見込まれるため、更新時は、申請によらずに職権交付する方針を示されております。

以上です。

○議 長
1 番 長野君

○1 番
発行手数料についてはどのようになるのでしょうか。答弁を求めます。

○議 長
番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

発行手数料についてのご質問でございます。

資格確認書の発行につきましては現行の保険証と同様、顔写真はない様式を無料で交付する方向で検討されてございます。

以上です。

○議 長

1 番 長野君

○1 番

マイナンバーカードの発行業務で現場の皆さんの負担が増すばかりであります、基本に忠実に業務を遂行していただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議 長

それでは、マイナンバーカードについての質問は終わります。

以上をもって、長野君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 38 分 再開 10 時 44 分）

○議 長

再開します。

それでは、通告順2番、6番 横畑君の一般質問を許可します。

横畑君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分でございます。

質問事項は1つとして、町営墓地について、2つとして、防風林についてであります。

初めに、町営墓地についての質問を許可します。

6 番 横畑君（登壇）

○6 番

議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

まず最初に、町営墓地について幾つかお伺いいたします。

町営墓地の歴史について、自治体の墓地の歴史について。自治体の墓地とは、市町村などの地方公共団体が管理運営する墓地のことです。日本では古くから寺院や神社が墓地を提供してきましたが、近代化に伴って人口が増加し、宗教的な墓地だけでは需要に対応できなくなりました。そこで、明治時代から昭和時代にかけて自治体が公営の墓地を整備するようになりました。自治体の墓地は、宗教や信条に関係なく利用できるという利点があります。また、環境や衛生面に配慮した設計や管理が行われています。現在、日本には約1万5,000か所の自治体の墓地があり、そのうち約半数は埋葬可能な空き区画があるとされています。しかし、都市部では土地不足や高齢化によって自治体の墓地も満杯に近づいています。そのため、多様な葬送の形態や供養の方法が求められています。

江戸時代まではほとんどの人が寺院に属して、寺院の墓地に埋葬されておりました。しかし、明治時代になると政府は神道を国教として推奨し、仏教を弾圧しました。このため、多くの寺院が廃寺になり、墓地も荒廃しました。また、明治時代は産業革命や都市化が進み、人口が急増しました。これにより、寺院の墓地は手狭になり、埋葬費用も高騰しました。そのような歴史があります。

そこでお伺いします。白浜町町営墓地の歴史について、当局の答弁をお伺いいたします。

○議 長

横畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま横畑議員より、町営墓地についてご質問をいただきました。

現在、町営墓地につきましては、白浜町中央墓地、白浜都市計画墓園、白浜町立ケ谷墓地の3つの墓地があり、白浜町中央墓地と白浜都市計画墓園の2つの墓地を町が直接管理しているところであります。

議員ご指摘のように、墓地等を取り巻く状況は現行民法による家族制度の廃止に始まり、少子高齢化による人口減少社会の到来、家族形態の変化や生活習慣の多様化などからも大きく変化をしてくれております。また、墓地等につきましては、地域の地理的状況や風俗、習慣など、地域の実情に即した運用が望ましいとされています。そのため、これからの墓地行政の在り方については、様々な観点から地域の実情に合った取組が重要になってくると考えているところです。

町営墓地の歴史につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

町営墓地の歴史ということで、お答えさせていただきます。

町営墓地につきましては、昭和17年に白浜地区の人口増加に伴う墓地需要の増加等から、現在の美ノ浦地区付近に白浜町中央墓地として整備し、昭和43年に第2次拡張計画として、江津良側に新たに増設をいたしてございます。さらに昭和55年に第3次拡張計画として、中央墓地南側に白浜都市計画墓園を整備し、平成13年から平成17年にかけて小規模な増設を行いました。また、平成17年には白浜町中央墓地に隣接いたします岩城家墓地組が管理していました岩城墓地が町のほうに移管されまして、白浜町中央墓地に編入し、現在に至っているところでございます。

以上です。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

今答弁いただきました。

2つ目に、町営墓地は現在どれぐらいというか、面積等が分かれば教えていただけたらと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

町営墓地の面積、場所についてお答えを申し上げます。

白浜都市計画墓園につきましては、白浜町970番地ほか6筆ございまして、面積は墓地

及び緑地等の管理地を含めまして7, 242平米、区画数は総区画数が602区画となっております。白浜町中央墓地は白浜町971番地ほか21筆あり、面積は、墓地及び緑地等の管理地を含めまして8, 997.6平米、総区画数が742区画となっております。白浜町立ヶ谷墓地につきましては、白浜町3161番地の2にありまして、面積は416平米、総区画数が33区画となっております。

以上です。

○議 長
6番 横畑君

○6 番

かなり多くの敷地に当たると思うんですけども、町営墓地の現在の利用状況について、自治体の墓地は宗教に関係なく誰でも利用できるというメリットがあります。自治体の墓地は日本の歴史や文化を伝える貴重な場所でもあると考えられます。お墓離れなどこの何年か耳にしてきました。そしてお墓離れとは従来の形式の墓地や墓石に対する関心や需要が低下している現象です。お墓離れの原因としては、次のような要因が考えられます。

高齢化や核家族化により墓参りや供養の継承者が減少していること。宗教観や価値観の多様化により、従来の仏教や神道に基づく墓制度に疑問を持つ人が増えていること。環境問題や社会貢献への意識の高まりにより、自然葬や樹木葬などの新しい形式の墓を選択する人が増えていること。日本経済新聞社の調査によりますと、2019年度における全国の自然葬、樹木葬、散骨などの新しい形式の墓を利用した人は全国で約4万人で、前年と比べて10%増加しています。

全国的なものを挙げたのですが、白浜町町営墓地の利用状況について、当局の答弁をお伺いします。

○議 長
番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

町営墓地の利用状況についてお答えいたします。

令和4年度の実績でございますが、新規の申込みが5件、返納件数が29件となっております。また、今年度におきましては、9月6日現在実績になりますが、新規の申込みはなく返納が17件となっております。町営墓地の需要状況としましては、ここ数年は新規使用数よりも返納数が上回ってございまして、未使用区画が増加している状況となっております。返納の理由といたしましては、墓地の管理が困難である、できない、墓地の管理を後継する人に迷惑をかけたくない、また、管理を引き継ぐ後継がないといった方が多くなっている状況でございます。

以上です。

○議 長
6番 横畑君

○6 番

加えてお伺いします。過去20年前、10年前の利用状況などについて増減など当局の答弁をお伺いいたします。

○議 長

番外 生活環境課長 榎本君

○番外（生活環境課長）

過去の利用状況につきまして、データ化していないため具体的な数字をお示しすることができないのですが、20年ほど前は、新規使用者の希望者が多くて返納も少なかったという状況でございましたので、墓地に空きがなく、空いた墓地の抽選を行うというような状況でございましたが、ここ10年ほど前からは、返納数が徐々に増加してきているという状況でございます。

○議長

6番 横畑君

○6番

町営墓地のシステムについてお伺いします。

人口減少や高齢化による墓地の需要の変化に対応するため、墓地の規模や形態などを考えていく必要があるのではないかと思います。今のシステム状況がどのようになっているのか、当局の答弁をお伺いいたします。

○議長

番外 生活環境課長 榎本君

○番外（生活環境課長）

町営墓地のシステムにつきまして、お答えいたします。

墓地行政の制度につきましては、戦後に制定されました墓地埋葬法による公衆衛生を中心とした政策として、墓地の供給及び経営等の許可が行われており、町営墓地につきましても、公衆衛生を中心として経営に努めてきたところでございます。そのため、合祀墓地、散骨、樹木葬等の新たな墓地や葬送への対応は行っていないというのが現状でございます。

○議長

6番 横畑君

○6番

それでは町営墓地の管理についてお伺いいたします。

空き区画や埋葬率などのデータ管理、また、草刈りや清掃などかなり広い敷地であります。また水道や電気といった管理面でも大変だと感じるわけですが、現状の管理状況等を当局の答弁をお伺いいたします。

○議長

番外 生活環境課長 榎本君

○番外（生活環境課長）

町営墓地の管理につきまして、お答えいたします。

まず、データ管理としましては、使用者の情報、使用区画等の区画の管理を行ってございます。環境整備といたしましては、通路、のり面、緑地帯周辺及び未使用区画の草刈りを年4回、供養花等の処理につきましては週1回実施しており、側溝の清掃、漏水や陥没箇所の修繕等につきましても、随時しているところでございます。使用区画につきましては使用者の方が管理することとなっておりますので、管理が不十分と認められる区画につきましては、使用者の方に草刈り等、適正管理についての要請通知を年2回、送付させていただき、適正な管理をお願いしているところでございます。また、水道や電気代等の管理につきまし

ては、町が行ってございますので、管理費等の徴収は行っていないところでございます。
以上です。

○議 長
6番 横畑君

○6 番
町営墓地の運営や広報についてお伺いいたします。

墓地の運営費用や収入のバランスを考慮し、墓地料金や利用方法といった宣伝など町民に分かりやすくなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議 長
番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

町営墓地につきましては、町のホームページに掲載してございまして、暮らしの便利帳にも掲載してございます。募集方法や永代使用料金、そして利用方法につきましても周知を図っているところでございます。実際に使用を検討される方々からは、細かな詳細につきまして電話等でのお問合せをいただいております。使用するに際しましてそごのないよう、事前に丁寧な説明を行うよう心がけているところでございます。

○議 長
6番 横畑君

○6 番
今、町営墓地の抱える課題や問題点について、町民からの声や要望など、課題や問題点について何かありましたらお答えいただけたらと思います。

○議 長
番外 生活環境課長 榎本君

○番 外（生活環境課長）

町営墓地の管理をしていく上で、課題といたしましては、使用者の方が亡くなられ、継承されていない墓地が増えているということでございます。このままでは未管理の墓地が増加しまして、いわゆる無縁墓となってしまうことから、時間がかかる取組とはなっておりますが、現在、継承の手続を紹介させていただいております。整理作業を進めているところでございます。

また、先ほどの答弁と重複いたしますが、住民の皆様方の声としましては、墓地の管理がままならないとかできない、また管理を引き継ぐ後継をしていただけないというお声が多くなっている状況でございます。

議 長
6番 横畑君

○6 番
今後の、町営墓地の取組についてご提案させていただきます。

町営墓地に共同墓地を推奨した経緯についてお話ししたいと思います。共同墓地とは、1つの墓地に複数の遺骨を納めることができる墓地のことです。共同墓地の利用メリットは、次のようなものがあります。墓地の面積を節約できる、維持管理費が安くなる、供養の手間が減る、ほかの利用者と交流ができるなど、たくさんの方が挙げられます。

時代の変化や過疎化の進む中、町営墓地についても持続可能な取組が必要に感じることと、高齢化や核家族化により個人墓地の維持、管理が困難になっている方の声も多く聞いてきました。

そこで、町営墓地に共同墓地を設置することを提案します。これにより、利用者の負担を軽減し、コミュニティーを形成することができると考えました。これはあくまでも提案です。しかしながら、多くの皆さんに関心を持っていただけたと思います。このことから、将来的な町営墓地のお考えをお聞かせください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

議員ご指摘のように墓地を取り巻く状況は大きく変化してきております。これまでのような公衆衛生を中心とした行政の対応だけでは、現在の住民ニーズに応えることが難しい状況になってきていると考えています。

そのような中、共同墓地、いわゆる合祀墓地の整備については、新しい町営墓地の在り方の1つとして貴重なご提案をいただいたと感じているところです。

一方、墓地の経営は、高度な公益性を有し、住民の風俗、習慣、宗教活動、地域の地理的条件等を踏まえて、自治体の責任と判断に委ねられており、地域の実情に合った墓地行政が一層求められているところです。

社会情勢の変化に伴う新しい墓地や葬送につきましては、今後、将来的な町営墓地の在り方を考える上で非常に重要なことです。しかしながら、これまでご遺骨の管理は、墓地使用者の皆様方で継承されており、共同墓地となりますと、未来永劫、町の責任においてご遺骨を管理することとなりますので、これまでの墓地経営とは違う視点での検討が必要になると考えているところです。

議員ご提案の件も含めまして、周辺自治体や民営の墓地等の状況を踏まえながら、町営墓地が地域の方々に安心して使用していただける空間となるよう努めてまいりますので、議員各位の、横畑議員のご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

届いている声はごく僅かかもしれませんが、気にされている方は多いのではないかと考えます。町の1つの取組としてご提案させていただきました。この質問に対しては以上です。

○議 長

それでは、町営墓地についての質問は終わります。

次に、防風林についての質問を許可します。

6番 横畑君

○6 番

それでは、防風林について幾つかご質問させていただきます。

防風林とは、風の強い地域や海岸線に植えられた樹木の帯状のことを言います。防風林は、風速を低下させて、土壌の流出や砂の飛散を防ぎ、農作物や住宅などの保護に役立ちます。また、防風林は気候変動による海面上昇や高潮に対する自然な防御壁としても機能していま

す。海沿いに植えられている松林は、日本では代表的な防風林の1つです。松林は強い塩分や乾燥に耐えることができるため、海岸環境に適しています。松林は江戸時代から明治時代にかけて、海岸線の保全や漁業の発展のために多くの植林をされてきました。現在では、松林は、景観や文化的な価値だけでなく、生物多様性や環境教育の場としても重要な役割を果たしています。

ここで1つお伺いいたします。日置の沿岸、富田の沿岸、白浜の沿岸などの私の知る限りでも多数あるわけですが、町内にそういった防風林と呼ばれる場所はどれほどありますか。当局の答弁をお願いします。

○議 長

横畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

横畑議員から防風林についてのご質問をいただきました。

防風林には、海岸防風林と内陸防風林があり、議員のおっしゃるように、強風から農作物、道路、鉄道、住環境などを守る林で、強風に付随する飛砂などを防ぐ働きもあります。また、人工工作物では果たせない多面的機能もあるなど、私たちの生活において大きな役割を果たしています。

ご質問の防風林の場所につきましては、農林水産課長から答弁させます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員のご質問でございました防風林でございしますが、先ほど町長から申し上げましたうちの海岸防風林に当たります。一般的には、国、県、市町村などの管理する保安林である場合が多く、強風、塩分、飛砂、津波などの害から人々の生活を守っています。そういう観点から申し上げますと、当町の海岸を守る全てが防風林であるということになりますので、防風林の数としてお答えすることはできかねます。したがって、ここでは、保安林に指定されている数にて答弁をさせていただくことをご容赦ください。

当町で防風を目的とした保安林として指定されているのは、潮害防備保安林として、白良浜、才野権現平、中大浜、富田河口、日置の中津川、以上の5か所がございします。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

それでは今5か所聞いたんですけれども、維持管理についてお伺いします。

先だっても防風林のことで、地域住民の方からご相談をいただきました。この件につきましては詳しくは申し上げませんが、早々と農林水産課のほうで相談をしたところ、即座に対応していただきありがとうございます。今も伺ったのですが、白浜町内でもそういった場所はもろんなんですが、所有地の関係で維持管理が様々ではないでしょうかと思いますが、その辺を当局のお答えをお願い申し上げます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

防風林の維持管理について答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり所有地の関係、それから森林の木の所有者の関係、さらには維持管理を委託されているというふうな例もございますので、その維持管理につきましては、それぞれ異なっております。

以上です。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

維持管理のほうはいろいろ所有者に関して多々あると思うんですけども、今後の対応について、今後も様々な相談も寄せられると思いますが、今後の対応について当局の答弁をお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほど農林水産課長から答弁させていただきましたように、その保安林によって、維持管理の形が異なりますので、それに応じた様々な対応が求められます。議員のご質問にありました先般の対応をしたときのように、その場その場で必要かつ適切な対応をしながら、この貴重な防風林を守っていく所存でございますので、議員におかれましても、引き続きご指導いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

最後になりますが、白浜町に限らず、人口減少に伴い、自治体の維持管理業務が大変になってきています。しかしながら、安全・安心な環境づくりは、住民の願いです。今後も連携を取りながら努めてまいります。

以上で私からの質問を終わります。

○議 長

防風林についての質問は終わります。

以上をもって、横畑君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 11時13分 再開 12時57分）

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長より報告を願います。

8番 議会運営委員長 水上君

○8 番

それでは、休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日は、通告順4番 辻議員まで一般質問を行い、その後散会することになりましたので、ご了承をお願いいたします。

本日、散会後に決算審査特別委員会に関して、事前協議を行いますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長

委員長報告が終わりました。ご了承のほどお願いします。

引き続き、一般質問を行います。

通告順3番 8番 水上君の一般質問を許可します。

水上君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして、パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓導入について、2つとして、こども家庭センターとこども基本法、少子化、学校についてであります。

初めに、パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓導入についての質問を許可します。

8番 水上君（登壇）

○8番

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓導入について、質問させていただきます。

パートナーシップ制度とは、LGBTQなどの性的少数者の同性カップルを自治体が婚姻と同等の関係であると認める制度であり、2021年4月で103の自治体で導入されました。2023年4月では278の自治体で導入済みだと聞いていましたが、またさらにその2か月後、6月には328の自治体が導入されたと報告されています。白浜町では、2012年に白浜町男女共同参画懇話会、住民意識調査、白浜町男女共同参画ワーキンググループやパブリックコメントの実施から、翌年2013年に、しらはまウィズプラン（白浜町男女共同参画基本計画）を策定されました。この基本方針策定の頃には、国県や白浜町でも、男女共同共生を主眼にした計画でしたが、現在新たに白浜町男女共同参画基本計画改定版の策定に向けた取組をされているとのこと。多様性を認めようとする現代社会の中で、白浜町の新男女共同参画基本方針では、性的指向、性自認が新たに加筆し協議されたものにしていただきたい。町の意向はどうか、答弁を求めます。

○議長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま水上議員より、男女共同参画基本計画についてご質問をいただきました。

白浜町の男女共同参画基本計画につきましては、今年度中の改定に向け、白浜町男女共同参画推進懇話会におきまして協議を進めているところでございます。男女共同参画基本計画の改定に向けた取組状況等につきましては、総務課長より答弁させます。

○議長

番外 総務課長 寺脇君

○番外（総務課長）

ただいま水上議員より、男女共同参画基本計画についてご質問をいただきました。

現在、計画の改定に向け、無作為で抽出された町民1,000名を対象に、男女共同参画

に関するアンケートを実施してございます。その中には「性的マイノリティーという言葉を知っているか」という項目をはじめ、性的マイノリティーの方々の人権を守るための啓発等についての項目がございまして。住民アンケートの結果を基に、男女共同参画推進懇話会委員の皆様と協議しながら、多様性を認め、誰もが生き生きと自分らしく暮らせる、偏見や差別のない社会を実現するための施策等につきましても、計画に盛り込むことになると考えてございます。

○議 長
8番 水上君

○8 番
総務課長にお尋ねするんですが、アンケートの集約というのはいつ頃できるんですか。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）
9月中には、集計のほうができるかというふうに考えてございます。

○議 長
8番 水上君

○8 番
もう1つ伺います。このアンケートを1,000名無作為に、これ男女比はどうなっていますか。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）
無作為の抽出になりますので、ちょっと男女比につきましては資料がございませんので、後ほど答弁させていただきたいと思っております。

○議 長
8番 水上君

○8 番
それでは、答弁をいただきましたが、男女共同参画基本計画、これは今回で第何次になりますか。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）
第二次となります。

○議 長
8番 水上君

○8 番
大体この男女共同参画基本計画は何年置きに普通は改定されますか。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

前は先ほど水上議員がおっしゃったように2012年になりますので、今回はちょっと10年過ぎてはおるんですけども、10年という形で進めさせていただいております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

よその自治体からいろいろ調べてみますと、大体5年置きぐらいに改定されているというところが多いのかなと思います。10年たつともう大分日にちもたってしまっって世情も変わっていると思うんですが、これでまたお尋ねします。

この男女共同参画基本計画の懇話会をまた持たれるということですが、これ女性の比率は分かりますか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

懇話会は全員で11名になってございます。そのうち7名が女性となっておりますので、女性が約6割を占めておるということになります。

○議 長

8番 水上君

○8 番

すばらしい。7名ですか。分かりました。

それでは次の質問に参りますが、性的少数者の方々にとって偏見や差別などにより生活しづらい社会だと思うかという橋本市の調査では、半数以上の方が「そう思う」と回答されました。また「行政が同性カップルに対して結婚に相当する関係と認め、証明書を交付することはよいことだ」という設問に対しては、賛成した回答が70.7%あったとされています。私も数年前から和歌山女性議員の会や和歌山イコール会議、多様な生き方応援部会では、LGBTQの調査、研究をしてきました。

そこで、和歌山女性議員の会の中では、メンバーが一般質問をして、その契機で橋本市と那智勝浦町で既にパートナーシップ宣誓導入に至っています。那智勝浦町においてはパートナーシップとファミリーシップを同時に宣誓されております。この制度は2015年に東京渋谷区と世田谷区でつくられたのを皮切りに、2021年5月時点では全国105の自治体で導入されて、1,741組のカップルがこの制度を活用しました。この制度ができることによって社会に対しての性的マイノリティーに関するメッセージが発信されるわけで、パートナーシップ宣誓制度では性的マイノリティーのカップルを家族として証明し、またファミリーシップ宣誓制度ではこのカップルが育てる子供や親も家族と認め、また事実婚の男女のカップルも対象になり、家族と見なされます。ただし法的効力はないので、配偶者控除や遺産相続は受けられませんが、これらの制度が認められると、公営住宅の入居申請、勤務先での福利厚生制度などを利用できて、生命保険、損害保険や住宅ローン、また、携帯電話などの家族割も利用できるようになります。犯罪被害者の助成金なども家族として受け取ることができます。コロナ禍で制約のあった病院での面会、手術の同意もできることになります。

これらの制度は一般的には当たり前のことのようにですが、性的マイノリティーのカップルには大きな壁でした。これらのことをどう受け止めますか、この大きな壁を白浜町では取り

除くことができないか、答弁を求めます。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま水上議員より、パートナーシップ宣誓制度、ファミリーシップ宣誓制度についてのご質問をいただきました。

全ての人が性別や性的指向等に関係なく尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会の実現を目指し、現在和歌山県が和歌山県パートナーシップ宣誓制度を令和5年度中に導入、運用開始に向け現在パブリックコメントを実施しているところでございます。この制度では、県営住宅への入居や県立病院における親族、家族等の対応等和歌山県の行政サービスを提供することとなっております。

議員ご質問のとおり、パートナーシップ宣誓制度、ファミリーシップ宣誓制度につきましては、法的な拘束力がなく、今後の法整備や、国や県、県内市町村の動向を見ながら、まずは多様な性に関する正しい知識、それと理解促進に向けて取り組んでまいりたいというふうにご考えてございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議 長
8番 水上君

○8 番

厚生労働省は、民間事業者に相談窓口を設けることを図るよう指導するなどして、渋谷区では渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例を制定し、同性カップルを認めるパートナーシップ証明書の交付を開始しています。異性婚と同じような行政サービスが受けられるようになっている、LGBTQの当事者が集まり情報交換や相談ができるコミュニティスペースの設置や、相談窓口の設置、性的少数者に対する正しい情報の提供や理解促進のため、啓発活動などの取組を官民で進めています。

白浜町では古くから各国から仕事でいらっしゃる方々や多様な人々が住みやすいまちだとは思いますが、誰もがこの地で幸せに暮らせるまちづくりの啓発を官民でしませんか。お考えを伺いたいと思います。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま水上議員より、官民での啓発活動についてご質問をいただきました。

今年度におきましては、6月の男女共同参画週間の期間中、図書館及び各分館においてLGBTQの啓発本を含む男女共同参画の関連書籍の特設コーナーを設置いたしました。また、同時に中央公民館及び日置川拠点公民館におきまして、男女共同参画の展示を行い、性の多様性を理解していただくための冊子や、和歌山県が実施しているLGBTQ相談等、住民の皆様にご知っていただくための取組を実施したところでございます。

男女共同参画や人権の観点から、多様な性の正しい知識と理解促進に向け、職員研修をはじめ町民の皆さんにもご参加していただけるような講演会等の開催であるとか、町内には性的マイノリティーの方々への理解促進に向けた取組をされている事業者様もいらっしゃいますので、連携を図るなど、引き続きまして、啓発活動に取り組んでまいりたいと考えている

ところでございます。

○議 長

8 番 水上君

○8 番

すばらしいです。ぜひとも継続して取り組んでいただけたらと思いますが、私が県から委嘱を受けた婦人問題アドバイザーが、1985年（昭和60年）には設置され、1988年（昭和63年）には、「21世紀をめざすわかやま女性プラン」を策定されました。1990年（平成2年）には、「かがや紀のおんな」を県が開催、約30年前に和歌山県では、これらのように男女共同参画として、県下の市町から女性の代表を自治体が推薦し、研修を受け、市町に持ち帰り、男女共生問題を啓発しました。

私も研修を受け、この白浜町でも、白浜かがやきの会が、講座やビデオトーク、音楽会、映画上映会、ワークショップ、講演会など、これこそマンパワーで様々な活動をしてきました。白浜町の男女共同参画形成に多少貢献できたかと思います。まだまだ、女のくせにとか言われた頃でした。男性が台所に入る、おむつを替えることも少数でした。その頃から、男女が性別役割分担に縛られないジェンダーフリーを発信して、県内でも、白浜町でも役場の職員さんとも男女問わず官民ともに活動してきました。そんな変遷が、県下にも白浜町にもありました。

時代は移り変わりLGBTQ、性的マイノリティーの方々は、現在約8%の割合で存在すると言われていています。無理解が当事者の皆さんを苦しめています。パートナーシップ宣言制度はとても重要だと思います。パートナーシップ宣言制度に法的拘束力はありませんが、当事者が、市町村長に対して互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓することにより、自治体が公的に認める制度です。この制度によりLGBTQ当事者の生活利便性を向上させ、また、当事者が自分らしく生きられるようになるための一歩となります。

LGBTQ当事者の方々の多くは、パートナーが入院しても、家族でないとして病院に面会を断られたり、また不動産屋に行っても、同性婚では部屋を貸してくれないなどの悩みを抱えております。これらの問題は、パートナーシップ宣誓制度があれば解消されます。お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることを宣誓した性的少数者や事実婚の方に対して、横浜市がパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証明カードを希望者に交付されています。

横浜市での宣誓の要件は、次の全てに該当することです。1つ、性的少数者や事実婚の2人が成年に達していること。1つ、横浜市民であること、または一方の方が市民で、3か月以内にもう一方の方が転入を予定していること。1つ、婚姻していないこと。1つ、宣誓者以外の方とパートナーシップ関係がないこと。1つ、近親者でないことだそうです。

次に、国では、法務省の人権擁護機関が、性的指向を理由とする偏見や差別をなくすための各種啓発活動を実施、平成27年4月30日付で、文部科学省児童・生徒課長より、「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細やかな対応の実施などについて」という通知が出され、その後も、性に対しての特定の人のみが持つ要素ではなく、私たち全ての人を持つものとして、SOGIの表記が加わった教職員向けの資料なども文部科学省から発表されているようですが、学校現場や教育委員会の支援事例やQ&Aが掲載されており、かなり当事

者に寄り添った文書を出すそうですが、どのように活用されているのか、伺います。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

今議員がおっしゃっていただきました教職員向けの性同一性障害や性的指向、性自認に係る、児童・生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についての資料につきましては、指導していく上での参考とさせていただきます。

○議 長

総務課長から質問の回答があります。

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

先ほど議員よりご質問のございましたアンケート調査につきましては、20歳以上の年代別で抽出しております、特に男性何名女性何名という設定はせずに行っております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

今、これをどのように活用しているかということをお伺いしたかったんですが、次の質問にかかってくるかなと思いますので、そこで答弁いただけたらと思います。

白浜町での偏見や差別やLGBTQへの対応は、学校現場でどのようにされているのか、取組を伺うというところで、答弁願います。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

LGBTQについての各学校における取組について答弁いたします。

小学校におきましては、保健「体の成長とわたし」、それから心の健康の学習後、養護教諭による、体の成長、心の成長の学習を行っています。また、道徳「子どもの権利条約」「差別のない社会を目指す」、各教科において機会を見つけ、多様な性について触れ、理解を進めています。

中学校におきましては、中学1年生の保健「性とどう向き合うか」では、思春期における性意識の変化や、性に関する適切な態度や行動の選択、性情報への対処と行動について学習をしています。また、トランスジェンダー当事者を講師に招き、中学生を対象にした講演会と、教職員や関係機関を対象にした研修会も行いました。自身の経験に基づいたお話を聞かせていただき、性についての知識や自分らしさを大切にすることについて学ぶ機会となりました。ジェンダーレス制服の導入について取り組んでいる学校もあります。

性的マイノリティーに関しては、教職員自身が理解を深め、当該児童・生徒からの信頼を踏まえつつ、悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要です。日頃より児童・生徒が相談しやすい環境を整え、よき理解者となり、不安や悩みを受け止めていけるよう努めていきたいと思っております。また、児童・生徒に対しても、日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図り、理解を深め、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を身につけていけるよう努めてまいります。

○議 長

8番 水上君

○8 番

パートナーシップ宣誓制度の整備だけではなく、男女共同参画基本計画の策定や啓発などを実施していくことや、計画策定のための懇話会での協議、同意も必要です。多様な人の幸せ、権利を認めるために、白浜町でのパートナーシップ、ファミリーシップ宣誓導入について、町長、教育長の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

白浜町でのパートナーシップ宣誓制度、ファミリーシップ宣誓制度導入につきましてご質問をいただきました。

令和5年度中の導入、運用開始が予定されております和歌山県パートナーシップ宣誓制度では、県内に住所を有する方が利用でき、また、宣誓したことを証する受領証には、お子さんの氏名等も記載することができ、子育てに係る困り事の軽減にも配慮されることになっています。

性的指向や性自認を理由に、困難な状況に置かれることはあってはなりません。全ての人々が尊重され、多様な生き方を認め合い、誰もが暮らしやすい白浜町にしていかなければなりません。パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓制度の導入は、法整備や国や県、県内市町村の動向を見極めながら、まずは多様な性に関する正しい知識と理解促進に向け、引き続き啓発活動等に取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

議員のおっしゃるとおり、多様な人の幸福や権利は人として守られていかなければならず、とても大切なことだと思います。今年度、生涯学習係を中心に、白浜町人権学習推進基本方針を新たに策定中です。これまで検討委員会を3回開催し、その中で、まだ案の段階ではありますが、LGBT等の性的マイノリティについて正しく理解し、ともに社会参加ができる取組を進めるなどの文章を新たに基本方針に盛り込むよう議論されています。

教育委員会としましては、今後も引き続き、町民一人一人が人権に対する正しい理解と認識を深め、人間らしく充実した生き方ができる豊かな社会の実現を目指す教育を進めていきたいと考えております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

女性議員の会からは、橋本市では現在パートナーシップ宣誓制度を導入していますが、令和5年10月1日、もうすぐそこなんです、性的マイノリティの方に限らず、婚姻していない全てのパートナー、事実婚を含む宣誓者の子または親などを含めた橋本市パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓制度として実施します。橋本市は、より一層の互いの人格や

多様性を認め合う社会の実現を目指しますと情報を送っていただきました。

また、那智勝浦町のメンバーからは、当町ではカミングアウトしてしっかり活動されている方がいますので、説得力のある活動がしやすく、署名活動もしました。そのときの70歳代の元教師の方の話が鮮烈で、「昔からおったんよ、ちょっと違う子が。誰もが感じてて、いじめの対象になったり遠巻きに見てたりして教師は何もできんかったけれども、今でもときどき思い出してはあの子たちはどういった人生を歩んだのだろうかと思う」このときは何もできなかった先生は自分を卑下しているかのようで、そのときはそうするしかなかったと思っているのか、涙ぐんでいたように思いました。先生たちはずっと悩んでいたんだろうと思いますと、那智勝浦町のメンバーがコメントを寄せてくれました。

新宮市では今議会定例会中だそうですが、当局からの上程議案で、最終日にパートナーシップについて議決されるそうです。

それから、これまでの県議会でのLGBTQの質問への知事の答弁は、「私はLGBTQといった性的少数者の皆さんが抱えるいろんな社会的な困り事や混乱は、これは基本的人権の問題であると考えております。憲法第13条には、幸福追求権というのがあります。日本国憲法の第13条が一番大事な条文だろうと思っておりますし、ここには、個人は生命、自由及び幸福追求の権利、幸福追求に対する国民の権利については最大の尊重を必要とすると書かれています。その生命とか自由と同じ位置づけで、幸福を追求する権利というのが私たち一人一人に認められているわけでありますから、性的少数者の皆さんの幸福を追求する権利は、これは最大に尊重されるべきであるというふうに考えております。したがって、幸福追求権は和歌山県で言えば、全ての県民の皆さんの人権が守られ、皆さん一人一人が幸福を追求することができる、そういう和歌山県にしなければならないと考えております。そのためにも、県民の皆さんとともに、人権問題に対する意識を高め、和歌山県からあらゆる差別をなくしていく運動を盛り上げたいと思っております。県では「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」を12月議会に提出されますが、今パブリックコメントを募集中、受付中だそうです。

以上、パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓導入について、白浜町のお考えをお伺いしました。この質問に対しては、これで終わります。

○議 長

それでは、パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓導入についての質問は終わります。

引き続き、こども家庭センターとこども基本法、少子化、学校についての質問を許可いたします。

8番 水上君

○8 番

次に、こども家庭センターとこども基本法、少子化、学校についてお伺いします。

まず最初に、少子化に伴い全国の自治体で、学校の統廃合が進んでいます。全国の小中学校の数は2019年以来200以上も減少していて、文部科学省が発表した2019年度の学校基本調査によると、国内の小学校の児童数は前年度比5万9,322人減で、中学校の生徒数は前年度比6万7,399人減です。また、学校数で言えば小学校数は154校減、中学校数は48校減で、義務教育である小・中学校の児童・生徒数はともに統計が始まった1948年以降最も少ない数字となり、小学校の児童数は過去最高だった1958年の1,

349万2,000人から53%減、中学校の生徒数は過去最高だった1962年の732万8,000人から56%減で、近年少子化の深刻さが改めて浮き彫りになったと報告されています。

白浜町内の今年の学校基本調査では、小学校9校の児童数は777人で、前年度比30人減、中学校4校の生徒数は408人で、前年度比36人減と報告されています。転出や中高一貫校へ進むなど考えられますが、過去二、三年の比較と、1年でこんなに児童・生徒が減少した要因を教育委員会ではどのように捉えているのか。また、今後の推移予想はどうか、お伺いします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

全国的な少子高齢化の影響により、当町におきましても、児童・生徒数の減少は、数年前から予想できていたところでございます。今後の推移につきましては、令和5年5月1日現在での児童・生徒数が1,185名で、令和6年度は1,163名、令和7年度は1,136名、令和8年度は1,096名、令和9年度は1,066名、令和10年度が1,027名と、現時点では令和10年度まで毎年20名から40名減少していく見込みとなっております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

進路状況の調査結果で、高校への進学はおよそ100%と聞いておりますが、高卒後の選択はどうでしょう。町内に残るもしくは一度出ても帰ってくるケースもあるが、どれくらい地元に残ってくれるのでしょうか。そこで児童・生徒の人の流れを伺いたいと思います。

保育園へは町民と町外からの入園割合と、卒園児で町内の小学校、また小学校から町内4校の中学校へ進む割合は。これらの数字をつかみ、児童・生徒数減の対策ができないか、選ばれる学校をどのように目指しているのか、教育委員会の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

保育園、幼稚園への入園割合は、町民と町外から通園している園児、これを合わせると令和5年9月1日現在で約97%となっております。卒園児で、町内の小学校に進む割合は、令和5年度で約96%、小学校から町内の中学校へ進む割合は、これは町外の中学校を選択する場合もあることなどから、令和5年度で約90%となっております。町内の学校におきましても、学ぶことの楽しさ、できなかったことができるようになった喜び、目標を達成できたときの充実感等を実感できるように、教職員が一丸となって取組を進めております。今後も、児童・生徒の成長をみんなで喜び合える魅力ある学校づくりを進めていきたいと考えています。

○議 長

8番 水上君

○8 番

それでは次に、G I G Aスクール構想事業の進捗と動作環境など問題はないでしょうか、お伺いします。

I C Tをはじめ教育予算が少ないことに起因する学習環境の弱さが教育に対する不安感につながっているのではないかという声があります。ここも含めて答弁願います。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

まず最初にI C Tにつきましては、個別の学習だけではなく、協働的な学習場面においても活用しており、広がりを見せております。

学校現場でのI C Tを活用した授業例としましては、国語科ビブリオバトルでのパワーポイントの活用、体育科での運動のフォームを点検するための動画撮影、グーグルクラスルームを活用しての共同編集作業、グーグルジャムボードを使用しての意見共有等があります。家庭学習では、個別学習で活用し、ユーチューブの実験動画や解説動画等を見ながら、復習、予習を行っています。

タブレット使用はあくまでも手段であり、児童・生徒の学力向上を目的として活用するようにしております。令和2年4月からスタートしたG I G Aスクール構想ですが、校外研修、校内研修を重ね、各校において効果的に活用する場面が多くなってきています。これからもさらなる授業の充実を目指して研修を進めていきたいと考えています。

動作環境につきましては、各学校からの通信回線の接続について、当初、各学校から、一旦保守業者のセンターサーバを経由する集約方式を取っていましたが、より高速化を図るため、現在は、各学校から直接通信回線に接続する方式に変更しています。動画など容量の大きいデータを多くの人数で同時接続した場合など、一時的に負荷が大きくなることもありますが、現時点の最善に近い環境を整えておるところでございます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

私のところに寄せられたご意見は、動作環境が悪く、授業が止まるので1時間飛ぶというような話も聞きました。今改善されているということをご答弁していただきました。

それでは、次に、家庭での教育意識の差、そして経済格差が生徒の学習意欲、習熟度に影響を与えている可能性があるかと聞いておりますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

経済格差と教育格差につきましては、メディアでも耳にする機会がございます。生まれた環境によって子供たちの将来が左右されることはあつてはなりません。

学校現場におきましては、学ぶことの楽しさ、できなかったことができるようになった喜び、目標を達成できたときの充実感等、実感を伴う経験を積み重ね、成長を支援しております。児童・生徒支援、家庭との連携等やれるべきことについては、これからも引き続き取り組んでいきたいと考えてございます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

それでは、白浜町の教育ビジョンとして「こどもまんなか」をどのように捉えているのか、お伺いします。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

「一人一人の子どもを主語にする学校教育の実現」を目指し、授業につきましても、学習者中心の授業を創造する等、児童・生徒の成長のため、全力で取組を進めています。今後も、子供たちを中心に考えながら、知、徳、体のバランスの取れた教育活動を進めていきたいと思っております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

国はこども家庭庁を創設し、こども基本法が今年4月から施行され、多くの子供たちの意見を反映することを目指して、3月に10歳から18歳の子供1万人の声を集める大規模調査を実施し、秋にはこども大綱を策定するとしているようですが、私はこれまで1951年に制定された児童憲章と、1989年に国連で採択され、日本は1994年4月に批准したこどもの権利条約をときどき参考にしていました。

子供たちがこども基本法や国連の子どもの権利条約について知っているという回答したのはいずれも10%に満たなかったようで、自分自身や身の周りで子どもの権利が守られていないものがあるか聞いたところ、「自由に意見を言うことができ、それを大人から尊重される」「どんな理由でも差別されない」「教育を受ける」「大人は子供にとって最もよいことを優先する」、こういう権利が守られてないんじゃないかというような子供の意見ですが、4項目で10%を超えた。

国や社会が子供のために優先的に取り組むべきこととしては、「高校大学までの教育の無償化」、これが40.3%と最も多く、「いじめのない社会」36.7%、「犯罪などに巻き込まれず安全に過ごせる」33.7%が続きました。今策定中の「こども大綱」で取り組んでほしいと思うことや、子ども政策担当にお願いしたいことを自由意見として聞いたところ、「教育費の無償化」が最も多く、「学校教育の内容や規則の見直し」「子供の意見の尊重」が続きましたが、「勉強したい気持ちがあっても、今以上にお金を出してもらうことを親に遠慮してしまう」「教育にかかる費用が大き過ぎるとよく親に言われる」など、子供たち自身が教育費の負担を感じていることも浮き彫りになりました。

これから、こども大綱にどう盛り込まれるか、そしてそれまでにもこの意見の中で、できることはあるでしょうか。規則の見直しなら、現場で子供の声を聞き、白浜町でも取り組めるとは思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

学校現場におきましては、児童・生徒や保護者の意見を聞きながら、改善すべきところはブラッシュアップさせながら取組を進めています。子供たちの声を全て聞き入れるだけでなく、教育活動の意義等も鑑みながら、学校、児童・生徒、保護者が同じ方向を向いて活動していけるように、これからも取組を進めてまいります。

○議 長

8番 水上君

○8 番

白浜町として教育委員会だけでなく、関係機関がどのように教育や子供に関わっているのか事例を伺いたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

各関係機関と学校教育の関りについて答弁いたします。

例を挙げますと、小学校4年生社会科で、消防署、警察署の働きについて学習する際、消防署、警察署の見学を行っています。消防署では、消防服を着させていただいたり、はしご車に乗せていただいたりと教科書では学べない体験を通した学習となっております。警察署では、町民の安全な暮らしについて具体的に教えていただき、新しい気づきを得ることができるとなっております。また、税務署の方々による租税教室も、小中学校で実施しております。税の役割、税の使い道の決定方法、税をどのように使っていくのかについて、発達段階に応じてお話いただき、税の大切さについて実感できる授業となっております。

自分たちの暮らしや生活について考えることはとても大切なことです。各関係機関の皆さんにご協力いただきながら、これからも取組を進めていければと考えております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

子どもの権利条約批准から既に30年がたとうとしておりますが、もう子どもの権利を侵害する事案は後を絶ちません。児童虐待やいじめ、体罰、子供の貧困などに加え、近年ではヤングケアラーやSNSをめぐる権利侵害、ブラック校則なども指摘されています。児童虐待防止法などの個別の法律によって対応がなされてきましたが、子どもの権利を守る包括的な法律は存在せず、新たな立法措置が強く求められています。

そしたら次に、白浜町では令和6年4月に、こども家庭センターを設置、子育て支援と母子保健支援の一体化による包括支援で体制強化を行うと説明を受けました。白浜町に今後組織されるこども家庭センターの理念やそして支援、その機能などについてお伺いします。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

こども家庭センターについて町としての理念、支援機能等についてのご質問をいただきました。

白浜町におけるこども家庭センターにつきましては、現在既存している子ども家庭総合支援拠点、母子健康包括支援センターの状況を踏まえつつ、それぞれの機関の設立の意義や機

能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、円滑に設置、運営されるよう、その趣旨や理念のほか、具体的な業務等について理解を深めることが必要とされています。

また、支援の前提としては、子供やそのご家庭が中心であるということを常に意識し、子供や家庭をその背景などを含めて把握し適切な支援を行うことが重要となります。そのためには母子保健と児童福祉の連携強化を進めていくこと、そして切れ目のない支援の仕組みづくりが必要であり、社会資源などを活用し、構築していくことを求められています。子供が地域で生活を継続していくためには、子供や家庭に関わる機関がこども家庭センターの役割をご理解していただき、包括的なサポートに努めていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議 長

8番 水上君

○8 番

こども家庭センター、子育て支援と母子保健支援の一体化、難しいこともあると思うんです。人員を増やさないということを聞いておりますので、その中で工夫も要りますでしょうし、当初の目的が達成されるように希望します。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、こども家庭センターとこども基本法、少子化、学校についての質問を終わります。

以上をもって、水上君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 13 時 48 分 再開 13 時 54 分)

○議 長

再開します。

それでは、通告順4番、12番 辻君の一般質問を許可します。

辻君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分です。

質問事項は、1つとして、公営住宅等について、2つとして、人口減少と地域振興について、3つとして、松枯れ対策についてであります。

初めに、公営住宅等についての質問を許可します。

12番 辻君（登壇）

○12 番

議長のお許しをいただきましたので、事前に通告してございます質問順に沿って、一般質問とさせていただきたいと思っております。

9月に入り厳しかった暑さも少し山を越え、まだまだ残暑はあるものの、少しずつ秋の気配を感じる季節になってまいりました。この夏はコロナの影響もほとんどなく観光地白浜にも多くの観光客が訪れ、以前のにぎわいを取り戻したのではないかと感じてございます。日置川地域でも、海や川遊びなどをされる方、自転車でツーリングをされる方など多くの観光客が訪れていました。また、8月26日には置川河口で久しぶりに花火大会が行われ、地域住民や帰郷された方など多くの方々でにぎわい、楽しいひとときを過ごすことができたので

はないでしょうか。

まず、1つ目の質問でございます。公営住宅等について、答弁をお願いしたいと思います。

このことにつきましては、昨年も同様の質問をさせていただき、当局から答弁をいただきました。私の地元である安宅地区にも改良住宅から、また安宅第1団地、第2団地があり、それぞれ入居され生活をされています。

以前にもご紹介をさせていただきましたが、近年、安宅地区では土地を購入し、家を作る人は少なく、特に若者世代は、先ほども申しあげました公営住宅に入居されることが多いと聞いてございます。当然、入居をいただければ、地域の行事に参加いただく機会も増え、地域も活気づき、地域活動も維持でき、大変喜ばしいことだと感じてございます。日置川地域のような若者の流出が著しく進んでいる地域にとって、公営住宅の存在は若者世代をとどめる上でも、必要不可欠な施策の1つであると思っております。

こうした中では、この改良住宅についてお伺いをしたいと思います。

安宅地区では、昭和53年頃から昭和54年頃にかけて、地域の土地改良事業に合わせ、町営住宅、いわゆる改良住宅が建設されたと記憶してございます。2階建てなどもあって、当時としてはモダンな近代的な建物であったと思っております。既に建設されてから40年以上が過ぎ、建物も傷み、入居者も減ってきていると伺ってございます。こうした状況は全国的にも見られ、入居者の高齢化、また空き家の増加なども、今後の公営住宅の在り方が問われる時期に来ていると感じておりますが、町として今後どのように対策を打っていくお考えなのか、また町内の公営住宅の状況や、先ほど申しあげました安宅改良住宅の現状も踏まえまして、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

辻君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま辻議員より、町営住宅に関する今後の対策についてご質問をいただきました。

議員がおっしゃるように、全国的に少子高齢化などの影響で公営住宅や改良住宅に限らず、空き家対策が課題となっており、当町といたしましても同様な状況にあると考えております。

まず、安宅改良住宅につきましては、築後40年以上が経過していることもあり、老朽化が進んできており、令和5年3月末現在では、32戸のうち13戸が空いている状況にあります。地域ごとに違いはありますが、他の町営住宅や改良住宅においても同様の課題がござります。今後は、住民の皆様や少子高齢化等、住宅のニーズに応じた対策を公営住宅法を遵守しながら検討していく必要があると考えております。

○議 長

12番 辻君

○12 番

公営住宅法に基づいて住宅のニーズに応じた対策を検討するというところであります。ただいまのご説明にもありましたように、現在、安宅地区の改良住宅は入居されていないところが半数近くにございます。この背景には、働くところがないと、また建物が古くなってきたなど様々な理由があると思っております。当然、入居が減ることで地域の衰退の1つの原因、要因にもなっていると思っております。現在の社会情勢の流れの中では、仕方がないことかもしれ

ません。しかしながら、こうした住宅がある以上、町はまず入居者を募集し、入居を促進していかなければならないと思います。そのあたりの取組については、安宅改良住宅ではどのようなになっているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番外（建設課長）

ただいま安宅改良住宅の入居促進についてのご質問をいただきました。

現在、安宅改良住宅につきましては入居募集をしていない状況にあります。というのは、安宅地区には、平成11年度に建設した安宅第1団地、平成12年度に建設した安宅第2団地がございます。ともに約20年以上は経過しているものの、外装ですとか内装につきましては比較的良好な状態にあるため、新規入居者決定後の修繕工事費等コスト面も考えまして、まだ空き室のある安宅第1団地と第2団地を優先的に入居募集させていただいているところでございます。

以上です。

○議 長

12番 辻君

○12番

それでは、安宅改良住宅の入居より先に空き室のある安宅第1団地、第2団地を優先的に入居させるということではよろしいですか。この改良住宅の現状について、もう少し具体的にお伺いをしたいと思います。

入居者が減少し、空き家になっている安宅改良住宅もある。先ほども申し上げました。中には長年入居されていない住宅もあって、敷地また敷地周辺に雑草等が生え、衛生面環境面がよくないところもあると伺ってございます。こうした空き地、空き住宅の管理はどのようにされているのか。例えば定期的に草なども抜くなどの清掃作業、また雨漏りがしていないかなどの簡易な保守点検などについては行われるのはいかがでしょうか。その辺について、お伺いをいたします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番外（建設課長）

ただいま町営住宅の維持管理に関するご質問をいただきました。

議員もご存じのとおり、日置川地域には、日置地区に浜田改良住宅、そして安宅地区に安宅改良住宅、田野井地区に田野井改良住宅がございます。空き家の改良住宅につきましては、当然町が適正に管理すべきところですが、日置川地域にございます改良住宅の空き家全てを適正に管理できていないのが状況であります。現在、入居されている改良住宅の管理保全を優先にしているのが実情でございますので、空き家改良住宅の補修は、新規入居者が決まれば、適宜実施することとしてございます。空き家改良住宅の敷地が雑草で繁茂しますと、地域の方や、特に隣接する入居者の方々にご迷惑をおかけすることとなりますので、限られた財源等を効率的、効果的に活用しながら、改良住宅の適正な管理に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

○議 長

12番 辻君

○12 番

空き家は全てを適正に管理することができない状況にあるというご答弁で、限られた財源の中でということをございました。やはり入居がなくても、日頃からの施設管理は必要であると思っております。ましてやこうした住宅の周辺には一般の民家もあり、衛生面や生活環境面からも、日頃から適正な管理がされるべきであると考えます。放置されますと、害虫が発生したり、改良住宅の傷みも速くなります。また、不審者が勝手に出入りしたり、不審火など防犯面でも危惧されます。

本年の5月ですか、地元で不審火がございまして、火事だということで私も消防団として出動をしたところでございます。5月7日やったかな、夜の10時過ぎのことでございます。1人の若い方が山が真っ赤になっているということで、ローソンに行く途中だったそうなんですけれども、山肌が真っ赤になっているよということで、見に行ったら火事だったということで、倉庫が焼けましたけれども、そのときに少し出動のほうをさせていただきました。入居されていないけれども、ぜひ、まずもって不審火などの防犯でも危惧されます。その辺について、まず1点先にお伺いしたいと思う。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

議員ご指摘のとおり、空き家改良住宅を適正に管理していかなければ、雑草の繁茂等で、衛生面や環境面において、周辺住民の生活に支障を来すほか、不審者の不法侵入、不審火による火災の発生原因にもなりかねないため、可能な限り、空き家改良住宅を定期的に巡回するなど、適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

12番 辻君

○12 番

先ほども申しましたように、入居されていないけれども、ぜひ所有者である町のほうで、維持管理をきちんと行っていただき、地域の生活環境の向上に努めてほしいと思っております。こうした町営住宅は町内各地域にあり、同じようなことが今後起こることが想定されます。同じ日置川地域の村島住宅では、入居者が撤退した場合に、計画的に撤去することを打ち出されていたと記憶しております。現在町内の住宅の管理計画において、政策的に住宅を撤去していく方向性を定めているところはほかにもあるのか、お伺いをいたします。政策的に住宅を撤去していく方向性を定めているところです。また、安宅改良住宅も対象となっているのか、将来的なことも含めましてお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

現在、政策空き家として位置づけられているものは、白浜地域で西越42団地、43団地、44団地、49団地、そして日置川地域で村島団地、中田団地、追ヶ芝団地、田野井団地というところがございます。安宅改良住宅につきましては、現在政策空き家とはなってござい

ません。しかし、先ほど申し上げたように、安宅改良住宅は築後40年を経過し、老朽化が進んでおり、維持管理に多額の費用が伴うことから、安宅第1団地、第2団地を優先して入居募集している状況でございますので、今後は解体撤去も含めた対策を検討していかねばならないというふうに考えてございます。

○議 長

12番 辻君

○12 番

安宅改良住宅については、時代背景もありまして建設され、現在ではその役目も終えつつあるということも事実だろうと思っております。約40年以上45年になるんですかね。ただ、少なくとも、現在現存する改良住宅、特に空き家となっているものについては、周辺に悪い影響が出ないよう、きちんと町において管理をお願いしたい。かなり住宅の程度が悪く朽ちてきている建物もあると聞いてございますので、撤去も含め、早急な対応をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

議員ご指摘のとおり、老朽化した空き家が周辺に危険を及ぼす悪影響は、安全面、また衛生面等においてもございますので、今後も現状把握に努めて対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

12番 辻君

○12 番

ぜひ適切な施設管理を早急をお願いしたいと思っております。

それでは次に、安宅第1団地、第2団地についてお伺いをしたいと思います。

この公営住宅につきましても、以前にお伺いをさせていただきました。この公営住宅は平成12年、13年頃に建設がされました。当時は多くの入居者でにぎわっていましたが、現在は空き家も目立つようになってきてございます。過去の一般質問の中で、日置川地域に少しでも若者が残ってくれるよう、家賃の引下げなど、もっと若者世代や子育て世帯が利用しやすい金額設定をしてはどうかということをお聞きしましたが、法的なこともあって難しいといった答弁をいただいたと記憶してございます。

当然入居者数が減少しますと、家賃は町のほうで一定の条件で決められていますが、共益費などについては入居者が減ることで、当然負担額も大きくなるように思うんですが、そのあたりについていかがでしょうか。入居者の減少で、家賃以外の部分で、何か負担する費用に影響があるのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま入居者の減少による費用負担の影響に関するご質問いただきました。

団地に入居されている数により、入居者の方々の費用負担が変動するのは共益費だけであると把握してございます。共益費につきましては、安宅第1団地、第2団地に限らず、各団

地内の自治会におきまして徴収から管理まで行っていただいております、用途といたしましては、廊下や駐車場などの共用部分の照明の電気代、また合併浄化槽の維持管理などに用いられてございます。

以上です。

○議 長

12番 辻君

○12 番

それでは、その入居されている数によって共益費の費用負担が変わってくると、入居者が減ると負担額も大きくなるということではよろしいのでしょうか、再度お伺いいたします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

そのとおりでございます。

○議 長

12番 辻君

○12 番

住宅には、高齢者夫婦も多く入居されており、入居者が減少すれば、団地運営も難しくなっていく。そうなれば退去される、別のところに転居される方も出てくると思います。地域の人口減少、地域活動の低下など様々なところにも影響が出てくると思っております。当然、公営住宅の稼働率も下がり、よろしくないかと思われれます。何とか入居が増えるような対策を講じることはできないのかということではございます。法的なこともあるでしょうが、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま入居が増えるような対策についてのご質問をいただきました。

新規入居者を少しでも増やせるよう、日置川地域につきましては、同居親族要件及び町内在住、在勤要件を撤廃してございます。そして単身で町外の方の入居も可能とするなどの対策を講じてまいりました。また、空き室に対する対応といたしましては、2か月前の奇数月に、白浜町広報紙や白浜町ホームページ等で周知するなど、新規入居者を増やすよう努めておりますが、応募が少ない状況が続いております。今後は募集方法の工夫とか、ほかの自治体の取組も参考にして将来的な対策も含めた研究を行っていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

12番 辻君

○12 番

募集方法の工夫であつたりほかの自治体の取組も参考にしたいということでもあります。

他の市町村では、様々な形で公営住宅の利用をしていることがあるようです。例えば公営住宅の空き室を目的外使用で許可する。住まいに困窮した方たちへの支援としてNPO法人等に貸付けを行う。また、移住希望者向け住宅として有効活用をしている自治体もあるよう

です。インターネットで検索しますと様々な活用例が見られます。こうした空き室の有効活用ができれば日置川地域の活性化にもつながっていくのではないのでしょうか。この辺についてお伺いいたします。

○議 長
番外 建設課長 玉置君

○番外 (建設課長)

ただいま日置川地域の活性化につながる公営住宅の空き室利用についてのご質問いただきました。

公営住宅の空き室にかかわらず、民間の空き家も利活用されることで、過疎化が進む日置川地域への移住、定住も促進され、地域の活性化につながっていくものと考えますので、移住希望者に対しましては空き家バンクに登録された民家だけでなく、公営住宅への入居も提案を行ってございます。そのような取組から昨年度は3名、今年度は1名の移住者が市鹿野地区や安宅地区の公営住宅へ入居していただきましたので、引き続き移住者への紹介や、ほかの自治体の取組を参考にしながら、町内外から1人でも多くの新規入居者を確保することで、日置川地域の活性化につなげていきたいというふうに考えてございます。

○議 長
12番 辻君

○12番

先日、町外の若い子育て世代をつなぐ日置保育園での保育園留学の話がございました。日置川地域を知っていただき、移住促進、日置川地域の活性化の拠点として、町外の希望者に短期滞在していただくための基地として、空き公営住宅を活用していく。具体的に検討してはいかがでしょうか。日置川地域の活性化に使えるのではないのでしょうか、その辺についてお伺いをいたします。

○議 長
番外 建設課長 玉置君

○番外 (建設課長)

ただいま移住促進、日置川地域の活性化の拠点として、短期滞在用の公営住宅の空き室を利用してはというご提案をいただきました。

先ほどもご答弁させていただきましたが、日置川地域においては、入居資格要件を満たせば、単身で町外の方も入居が可能というふうにしてございます。現在でも、短期的な入居は可能ではあるのですが、やはり入退去に伴って町や入居者の方のご負担等の課題もございませぬので、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議 長
12番 辻君

○12番

短期的な入居については入退去に伴う町やまた入居者の負担等に課題もあるということで、今後の検討課題ということで、ぜひ前向きに検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、町長にお尋ねをしたいと思います。

人口減少が続く中、町内の公営住宅では、今後空き室も目立ってくるものと思っております。公営住宅は、いわゆる公営住宅法により、家賃や使用方法も決められていると、制限を

されているものと伺ってございます。ただ、県内や全国の市町村を見ますと既に様々な形で空き公営住宅は利活用がされてございます。国からそうした通達はあるのではないのでしょうか。ただ単に住宅としてではなく、その一角でも町の活性化に寄与できる形で有効活用を模索することも必要ではないのでしょうか。公営住宅の空き室を地域の現状に合った形で利用できるように、町長からも発信するべきだと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ただいま公営住宅の空き室を地域の状況に合った形で利用できるよう私からも発信すべきではとのご質問をいただきました。

人口減少、少子高齢化により、まちをどのように活性化させていくかは大きな課題であると私も理解しております。特に人口減少、少子高齢化が進む日置川地域につきましては、移住を目的として、住居及び仕事を探し、または暮らしを体験するなどの活動を行うために滞在する世帯に対しまして、滞在費の一部を補助していますので、短期滞在を望まれる方につきましては、まずは、既設の補助制度を活用していただきたいと考えています。

町といたしましても、公営住宅の空き室に限らず、空き家も含めた利活用方法を研究し、町全体が活性化するよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

12番 辻君

○12 番

住むところに困っている町内の高齢者、また、風光明媚な白浜町に住みたい、住んでみたいと思っている町内外の若者世代に、手軽に提供できる移住施設にさせていただくよう、取組をお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議 長

それでは、公営住宅等についての質問は終わります。

引き続きまして、人口減少と地域振興についての質問を許可します。

12番 辻君

○12 番

次の質問に移らせていただきたいと思います。人口減少と地域振興についてであります。

具体的には日置川地域の状況について答弁をいただきたいと思います。どうぞでございます。

平成18年の合併時には日置川地域の人口も4,700名ほどいたと記憶してございます。それが現在では3,000名を割り込んでいる状況にあります。日置の町のほうでも本当に人を見かけなくなりました。寂しい限りで、イベントも少なくなりました。町では長期総合計画や、特に過疎計画で日置川地域の活性化について将来的なビジョンを描いていただいております。当然、今後、具体的な事業も行われると思いますが、まず、お聞きしたいのはこうした計画に基づき、具体的にどのような日置川地域の活性化策を予定されているのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議 長

辻君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 日置川事務所長 東君

○番外（日置川事務所長）

辻議員から日置川地域の活性化策に関するご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、日置川地域の人口減少は進んでございます。同時に人口減少の問題は全国的にも多くの自治体が抱えた問題でもあります。

そのような状況の中、日置川地域の活性化策に関しましては、昭和45年以降、これまでの過疎法の法律の名前が変わりながら継続されている過疎計画に基づき、都市部と地方の格差是正の取組を行ってございます。現在は、令和3年度に作成しました白浜町日置川地域過疎地域持続的発展計画に基づく持続的発展施策として、移住定住、地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、交通施設の整備、交通手段の確保、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、集落の整備、その他地域の持続的発展に関し、必要な事項の8区分について定め、区分毎に各種事業を細分化し、例えば、各診療所の運営、町道林道の整備、ケーブルテレビ設備の更新、日置川地域の誘客施設である向平キャンプ村、健康交流拠点施設の改修など、日置川地域に必要な様々な事業を実施してございます。引き続き、白浜町日置川地域過疎地域持続的発展計画の中で、生活に密着した必要な事業を着実に実施することにより、日置川地域の活性化につなげていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長 長

12番 辻君

○12番

旧白浜町と旧日置川町が合併をしまして、既に15年以上を経過してございます。当時は合併をしないと行政が成り立たないような雰囲気でしたが、合併をしなかったすさみ町でも積極的に移住促進、地域の事情に沿った施策を行ってございます。例えば子育て世代向けの住宅の建設、また高校生の通学補助、魅力を感じ移住した人もいと伺ってございます。日置川地域でもこうした施策はいかがでしょうか。

○議長 長

番外 日置川事務所長 東君

○番外（日置川事務所長）

移住促進や地域の実情に沿った施策に関するご質問をいただきました。

まず、近隣自治体が行っている施策の例として上げられました子育て世代向けの住宅建設に関しましては、日置川地域では、町営住宅の空きが少なくない状況が続いており、子育て世帯が入居できる町営住宅は常に確保できているため、子育て世帯を対象とした新規町営住宅の建設の必要性は低いと考えているところです。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、高校生の通学補助に関しましては、辻議員から関連したご質問を過去に複数回いただいております。直近では令和4年第3回定例会でも同様のご質問をいただいております。実現可能なものは取り組んでまいりたいと考えます。しかしながら、過去の教育次長の答弁と重複しますが、高校生の通学補助に関しましては、人口減少、少子化が進む中、子育てしやすい環境をつくっていくための支援が大切であることは十分認識しており、また、保護者の経済的負担を緩和する1つの支援策として有益であると考えますが、当町では、高校生の通

学方法が、電車、バスなどの公共交通機関の利用、自転車通学、家族の送迎と多岐にわたっており、助成の範囲や対象など、整合性を考えますと、現時点では困難であると考えてございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日置川地域において補助金が活用できる制度としましては、「移住者支援補助金」「空き家改修補助金」「空き家お片づけ支援」「既存住宅状況調査補助金」がございます。また、日置川事務所には、移住希望者の相談窓口、ワンストップパーソンを配置し、担当職員が移住相談に対応しておりますので、支援制度等についてお問合せいただきたいと思いますと考えてございます。

今後も、地域の魅力を発信し、県が実施している支援制度を活用しながら、企業誘致や、日置川地域へ移住、定住していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

12番 辻君

○12 番

市鹿野地区でも保育園、小学校、中学校がなくなってしまいました。子供が通う施設が近くにないようであれば、なかなか都会に行った子供も帰ってこない。近い将来、安居、三舞地区もそうなるのではないのでしょうか。私の地元、安宅地区もそうです。少しでも人口減少に歯止めとなる施策を早く打つ必要があるのではないかと。そのあたり、具体策は考えないのでしょうか。その辺について伺いをいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

人口減少に歯止めとなる施策に関するご質問をいただきました。

我が国では少子高齢化が急速に進んでおり、人口減少は日置川地域のみならず全国的な問題であり、議員ご指摘のとおり、歯止めとなる有効な施策の必要性は認識してございます。本町におきましては、人口に関わる計画として、移住定住に関する直接的な数値目標ではありませんが、第2次白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、直近5年間の転出超過累計に関する目標値が設定されており、2016年から2020年の転出超過累計が255人であったものを2021年から2025年は40人に削減することとなっております。日置川地域の個別の転出超過累計や移住者数の数値目標は定めてございませんが、移住を希望する人は、インターネットやSNSなどを活用して、情報収集する傾向があることから、様々な媒体の活用やイベントなどを通して、情報発信を強化し、日置川地域の魅力や活用できる補助制度などをPRする等の取組を行い、人口減少の緩和につなげたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

12番 辻君

○12 番

今年度の日置小学校の入学生が1人であったとお聞きしました。かつてすごい生徒数だった日置小学校でもこのような状況です。真剣に早急な手だてを考えていかないと本当に地域

がなくなってしまう感じがします。これは椿地区や他の地区でも同じことが言えるのではないのでしょうか。特に山間地域は、生活をする上でも、どうしても行政主導による施策等が必要となります。頼らざるを得ない。買物、通学も不便で、高齢者も多い。こうした中で、なかなか地元で頑張っても限界がございます。行政の助けが必要であります。その辺り、どういうお考えをお持ちでしょうか、その辺についてお伺いをいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

山間地域における行政の助けに関するご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、特に山間地域では買物や通学が不便な状況であること、高齢者が多いことは認識してございます。町として日置川地域に点在する山間地域の住民の生活を守っていくためには、冒頭のご質問の答弁と重複しますが、白浜町日置川地域過疎地域持続的発展計画に基づく持続的発展施策の中で、生活に密着した交通施設の整備や集落の整備など、必要な事業を着実に実施することにより、日置川地域に点在する山間地域の住民の生活を守っていきたいと考えてございます。

○議 長

12番 辻君

○12 番

以前、すさみ町や古座川町では移住者が地域を変えるという新聞報道がございました。今、手元がございます、これがそうなんですけれども、これは紀伊民報さんのほうで出したものだと思います。人口対策で公開討論ということでございました。人口減少対策についてのシンポジウムが和歌山市のほうでございました。町長さんが先頭に立って地域の自然などを売り出し、移住者を温かく受け入れ、地域住民と一体となり、地域活性化、振興を図るといった内容だと思います。

日置川地域でも、移住者はいる。ぜひそうした方にご協力をいただいてどのようにすれば、地域が盛り上がるのか、検討する場も必要ではありませんか。以前にも提案させていただいたと思うんですが、その辺についてお伺いをいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 東君

○番 外（日置川事務所長）

日置川地域への移住者に協力を得て、どのようにすれば地域が盛り上がるのか討論するご提案をいただきました。議員ご存じのとおり、日置川地域では、現在2名の地域おこし協力隊が活躍してございます。1名は南紀州交流公社や地域の方々が行うほんまもん体験や民泊、修学旅行誘致に関する支援を目的に、三舞地域で活動をしているところでございます。もう1名は、川添地域の特産品である川添茶の保全作業や、各種イベントに参加し、川添茶を振る舞いながらPR活動するとともに、都市部からの移住希望者向け現地体験会では、地域案内や自らの体験などを交えながら、移住促進を支援するなど幅広く活動してございます。

この2名の地域おこし協力隊は、日置川地域への移住の立場でもありますので、定期的に面談を行い、地域に対するいろいろな思いや考えを聞かせてもらい、地域づくりの参考にさせていただきます。今後もさらに地域が盛り上がる方法等について、幅広い人材と議論を深め、

地域づくりに生かせるよう努めてまいります。

以上です。

○議 長

12番 辻君

○12番

町長、いずれにしましても町長が号令を出していただかないとなかなか進まない日置川地域は取り残されていくこととなります。町長、3期目も後半戦となります。そろそろ思い切った施策の旗を振っていただいてもよいのではないかと考えてございます。町長の意気込みをお伺いいたしまして、最後の質問にしたいと思っております。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外(町長)

日置川地域の活性化策、振興施策に対する意気込みについてのご質問をいただきました。

先ほど日置川事務所長が答弁したとおり、我が国では少子高齢化が急速に進んでおり、人口減少は全国的な問題であり、本町も例外ではありません。特に日置川地域の山間部では、人口減少の影響を受け、既に地域活動が難しい地区もあると認識しております。現在の社会情勢や人口動態を鑑みますと、今後も少子高齢化による人口減少は続くものと考えますが、少しでも人口減少の緩和につながるよう、日置川地域で取り組んでいる体験型観光、清流日置川でのアユ釣り、テニスコートの活用など、観光施策による関係人口、交流人口の増加につながる取組を継続してまいります。

併せて、これまでも日置川地域では、日置川事務所に、先ほどから出ておりますワンストップパーソンを配置し、移住者に対する複数の支援制度があることを周知することや、移住施策の一環として、地域おこし協力隊員を雇用するなど、移住につながる取組を継続して行っているところです。この取組に関しましても、本年度から新たに採用した集落支援員を活用して、さらに強化してまいります。

また、地域活性化策として、使われなくなった学校施設のうち、旧市鹿野小学校施設、旧三舞中学校舎の2か所で、公募による民間事業者の誘致に取り組み、現在、旧市鹿野小学校では、福祉関係事業や喫茶、簡易宿泊施設などに活用されています。旧三舞中学校舎では、サツマイモの食品加工事業を行っており、ともに地元雇用の創出につながっていますので、このような遊休施設の有効活用についても、拡大に向けた検討を進めてまいります。

そして、本年10月から、日置川地域において地域と子育て家族をつなぎ、超長期的な関係性の構築を目的とした、関西初となる保育園留学事業を実施いたします。本事業は、子供が保育園に通いながら、家族で地域に滞在できる暮らし体験事業であります。当面は、1週間または2週間の期間で、日置区及び田野井区にて受入れを行います。実施地域等については、今後、状況を見ながら拡大していきたく考えております。

いずれにしましても日置川地域では、令和3年度に策定しました、白浜町日置川地域過疎地域持続的発展計画に上げた事業を実施する際には、過疎対策事業債を活用することができますので、この過疎地域持続的発展計画を軸とした日置川地域の地域活性化、地域振興につながる事業を積極的に実施したいと考えているところでございます。

○議 長

12番 辻君

○12 番

人口減少、地域振興についてはこれで終わります。

○議 長

それでは、人口減少と地域振興についての質問は終わります。

続いて、松枯れ対策についての質問を許可します。

12番 辻君

○12 番

町内の海岸部には昔より松が植えられているところがあって、代表的なところでは白良浜や三段壁周辺、富田の中地区、また日置川事務所から海来館にかけて松林が存在していると思います。

今回お伺いしたいのは、日置川河口部にあります通称「ふるさと海岸」と呼ばれる沿岸部に植林されております松林についてでございます。

先だつてこの海岸を訪れたところ、以前にはなかった赤色に枯れた松が少し見られ、ところどころ枯れ松を伐採した跡も見受けられました。毎年消毒もしていただき、枯れたものについては伐採もしていただいていると聞いてございます。松の木に何かタグのようなものがある、多分町で行っていただいている消毒や害虫駆除の際の印かと思いますが、ここ数年、松枯れが多くなってきている、目立ってきているということは、担当課でも現状を把握されているのでしょうか。毎年行っている消毒や枯れ松伐採の状況なども含めてお伺いをしたいと思います。

○議 長

辻君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

辻議員から松枯れ対策についてのご質問をいただきました。

松枯れの現状につきましては、年々悪化の一途をたどっており、私も三段壁や千畳敷周辺をはじめ、町内のいたるところでその現状を目の当たりにし、非常に苦慮しているところでございます。

このような現状を改善するため、町といたしましても、薬剤の地上散布や樹幹注入、それから枯れ松の伐倒による駆除などの事業を行っており、近年は事業費を年々大幅に増額しながら対応しているところでございます。しかしながら、残念ながら改善には至っていないのが現状です。

松枯れの現状の把握、消毒や伐採の現状の詳細につきましては、農林水産課長から答弁させます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

それでは、各事業の現状につきまして答弁させていただきます。

まず、松枯れの把握につきましては、原則目視ではございますが、道路を通るたびに周辺の状況監視状況によっては専門業者により、樹体にマツクイムシが入っていないのかの調査

を行い対応しております。白良浜で葉の色が怪しかったことから調査を行い、これまで行っていなかった場所でも薬剤の樹幹注入を行い、被害を未然に防いだというような事例もございました。

次に、薬剤地上散布事業につきましては、千畳、中大浜、日置大浜において7ヘクタールの松林に対しまして年2回の薬剤散布を行っております。それから、薬剤の樹幹注入についてですが、これは薬剤の効果が切れる前に注入を行うことから、年によって本数が異なるのですが、白良浜、中大浜、千畳、日置大浜の松林に対し、多い年では年間300本を超える樹体に注入しているところです。

それから、枯れ松の伐倒駆除についてですが、これも原則で目視でございます。

松林の状況を監視し、伐倒が必要な樹体を選び伐倒していますが、ここ数年は以前と比べて事業費が著しく増大してきており、今年度も当初予算に約500万円の予算を計上しましたが、今定例会においても補正予算としてさらなる増額を上程しているところでございます。以上です。

○議 長

12番 辻君

○12 番

ぜひ、枯れた松の跡に苗木を植栽していただきたいと。そうすれば今後将来にわたって、松林は維持されていく、地域の人々に親しまれる公園の代わりにもなると思います。地域の皆さんも強く望むことだと思います。ぜひお願いしたいと思うんですが、その辺については、いかがでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

海岸線の松林は自生してきたものではなく、地域の集落や農地を風潮害から守るため、先人の方々が努力を積み重ね、今の状態をつくり上げてきたものであり、我々の貴重な財産でございます。

議員のご質問の趣旨は十分理解しているところですが、先ほどの横畑議員のご質問の中でも触れましたように、土地と森林の所有者の関係や維持管理を委託しているなど、その場所ごとに背景が異なっており、例えば中大浜の松林では、地元区が地域ぐるみで松の植栽などを行いながら、松林の維持管理に努められておりますし、保安林であれば、その所有者が伐採後の植栽をしなければならないというような森林法の規定もございます。

ご提案いただきましたように、単に植栽をするのはそんなに難しいことではないかもしれませんが、松林を将来にわたって維持していくには、中大浜のような地域ぐるみの取組を続けることも非常に大事なことでございますので、これまで行ってきたように地域や関係者と協議、連携をしながら取り組む必要があると思っております。

○議 長

12番 辻君

○12 番

こうした海岸部の松林は全国に見られるもので、保安林、防風林として長年にわたり大切に保護されながら、現在も潮害や風害から地域の人々を守り続けています。見事な風景を

保っている松林もございます。

本日、紹介をした日置川河口部の松林をはじめ、町内各地域には立派な松林が存在しておりますので、ぜひその保護に努めていただきたい。後世に自慢のできるものの1つとして残していただきたいと思ってございます。ぜひよろしくお願したいと思ひます。最後に、町長のお考えをお伺ひして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

私も議員のお気持ちと同感でございます。先人たちがつくり上げてきた我々の貴重な財産であるこれらのすばらしい松林を将来につなげていくことは、今を生きる、生きている我々世代の大事な役割であり、私も町行政を預かる者としてその実現に取り組んでまいる所存でございます。

○議 長

12番 辻君

○12 番

よろしくお願いたします。

これをもって終わりたいと思ひます。

○議 長

それでは、松枯れ対策についての質問は終わります。

以上をもって、辻君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日9月15日金曜日午前10時に開会したいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会し、次回は9月15日金曜日午前10時に開会いたします。

議長 正木 秀男は、14時53分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和5年9月14日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員